

地域にお住いの皆様へ

岐阜市役所

北部事務所からのお知らせ

令和3年9月1日（水）から、窓口サービス機能の拡充として、福祉や健康に関する事務の一部を新たに取り扱うことができるようになります。ぜひご利用ください。

◆新たに取り扱う主な事務手続き

- ・身体障害者手帳の交付申請・交付
 - ・療育手帳の交付申請・交付
 - ・重度障害者（児）タクシー利用料金助成認定の申請・交付
 - ・有料道路の障害者割引申請
 - ・NHK放送受信料免除証明書の申請
 - ・障害福祉サービスの利用申請
 - ・障害児通所利用の申請
 - ・地域生活支援事業の利用申請
 - ・計画相談支援給付費の支給申請
 - ・障害児相談支援給付費の支給申請
 - ・福祉医療費受給者証の新規交付（子ども）
 - ・福祉医療費受給者証の再交付（重度・ひとり親・子ども）
 - ・後期高齢者医療の高額介護合算療養費等の支給申請
 - ・児童扶養手当の認定請求、証書再発行
 - ・児童扶養手当の転出、転入、支払金融機関変更届
 - ・子どもの予防接種券の発行
- などです。

なお、児童扶養手当現況届及び特別児童扶養手当等の所得状況届については、令和4年度から取り扱います。

受付日時 平日の午前8時30分から午後5時30分まで
(祝日及び12月29日から1月3日を除きます。)

北部事務所 岐阜市福光東2丁目6番13号
電話：(058) 231-0641